

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、 令和7年4月から利用権設定は廃止されます (利用権設定での農地の貸借ができなくなります)

利用権設定
申請用紙

令和7年4月以降に農地の貸借を行う場合には、
中間管理機構(静岡県農地バンク)を通じた新制度(促進計画)
による権利設定が必要になります

※農地バンク事業での貸借は、貸し手(地権者)・借り手(耕作者)
それぞれに賃借料の「1%+消費税分」(最低 110 円)の手数料がかかります

無償での貸借も可能です
(物納の場合、申請上は使用貸借(無償)となります)

例: 賃借料1万円の場合

農地バンク			
賃借料アリ	借り手 (耕作者)	貸し手 (地権者)	
	手数料 110円	手数料 110円	
	10,110円	9,890円	
賃借料ナシ (無償・物納)	借り手 (耕作者)	貸し手 (地権者)	
	手数料 0円	手数料 0円	
	0円	0円	

農地の貸借をご希望の場合は、
産業課農政係までお問い合わせください。

* 農地バンク事業(促進計画)の相談窓口 *

森町役場産業課農政係(森町農業委員会事務局) ☎0538-85-6315
静岡県農地バンク(静岡県農業振興公社) 中遠駐在 ☎0538-35-1335